

# 汚染土壌処理業の許可の申請手続きについて

## 1 汚染土壌処理業の許可制度の概要

平成21年4月に制定された土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)により土壌汚染対策法が改正され、汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、当該汚染土壌処理施設を所管する都道府県知事の許可を受けなければならないこととされました。

## 2 山口県の許可の範囲

山口県知事の許可の範囲は下関市を除く山口県域です。

なお、下関市で汚染土壌処理業を行う場合は、下関市長の許可が必要です。

## 3 申請手数料

新規許可申請 240,100円

## 4 申請を行う際の留意点

申請を希望される方は、事前に施設の設置場所を所管する各健康福祉センター又は山口県環境生活部環境政策課(下関市にあっては下関市環境政策課)へご相談ください。

各健康福祉センター・下関市

管轄市町	健康福祉センター	担当課	所在地	電話
岩国市 和木町	岩国健康福祉センター	生活環境課	740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1	(0827) 29-1528
柳井市 周防大島町 上関町 田布施町 平生町	柳井健康福祉センター	生活環境課	742-0032 柳井市古開作中東条 658-1	(0820) 22-3631
周南市 下松市 光市	周南健康福祉センター	生活環境課	745-0004 周南市毛利町2丁目38	(0834) 33-6428
山口市 防府市	山口健康福祉センター	生活環境課	753-8588 山口市吉敷下東3丁目 1-1	(083) 934-2536
宇部市 山陽小野田市 美祢市	宇部健康福祉センター	生活環境課	755-0031 宇部市常盤町2丁目3-28	(0836) 31-3200
長門市	長門健康福祉センター	生活環境課	759-4101 長門市東深川1344-1	(0837) 22-2811
萩市	萩健康福祉センター	生活環境課	758-0041 萩市江向河添沖田531-1	(0838) 25-2663
下関市	下関市	環境政策課	751-0847 下関市古屋町1-18-1	(083) 252-7151